

じどうふようてあて あんない れいわ ねん がつばん 児童扶養手当のご案内（令和7年4月版）

じどうふようてあて しかく 児童扶養手当の資格

てあて う ひと ●手当を受けられる人

いか じどう そだ ちち はは せいけい いじ よういくしゃ そふば
以下の児童を育てている父または母、または生計を維持する養育者（祖父母など）

① ふば りこん じどう じじっこん かいしょう ばあい ふく
① 父母が離婚した児童（事実婚※）を解消した場合も含む）

② はは こんいん しゅっさん じどう
② 母が婚姻しないで出産した児童

③ ちちまた はは しぼう じどう
③ 父又は母が死亡した児童

④ ちちまた はは いってい しょうがい じどう きじゅん
④ 父又は母に一定の障害がある児童（基準あり）

⑤ ちちまた はは せいし あき じどう かいなんじことう
⑤ 父又は母の生死が明らかでない児童（海難事故等により）

⑥ ちちまた はは ひ つづ ねんいじょういき じどう
⑥ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

⑦ ちちまた はは さいばんしょ ほごめいれい う じどう
⑦ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑧ ちちまた はは ひ つづ ねんいじょうこうきん じどう
⑧ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童

じじっこん ※事実婚とは？

いせい どうきよ ばあい ひんぱん ほうもん せいけいひ ほじよ ばあい
異性と同居している場合、頻繁な訪問・生計費の補助がある場合は、

じじっこん せいりつ と あつか
事実婚が成立しているものとして取り扱います。

てあて う ひと ●手当を受けられない人

① しんせいしゃ じどう にほんこくない じゅうしょ
① 申請者や児童が日本国内に住所がないとき

② じどう さとおや いたく
② 児童が里親に委託されたとき

③ じどう じどうふくししせつとう にゅうしょ
③ 児童が児童福祉施設等に入所しているとき

●^{じどう}児童とは？

18歳^{さい}になる年^{とし}の年度末^{ねんどまつ}（高校生^{こうこうせい}）までの児童^{じどう}※一定^{いってい}の障害^{しょうがい}がある場合^{ばあい}
は20歳^{さい}未満^{みまん}までの児童^{じどう}

※^{じゅきゅうしかくかくにん}受給資格確認^{た い}のため、プライバシー^{しつもん}に立ち入った質問^{しつもん}をさせていただくことがあります。

てあて ^{きんがく}手当の金額

れいわ ^{ねん} 令和7年4月1日現在^{げんざい}【

^{じどう かず} 児童の数	^{しきゅうくぶん} 支給区分	
	^{ぜんぶしきゅう} 全部支給	^{いちぶしきゅう} 一部支給
^{ひとり} 1人	46,690 ^{えん} 円	46,680 ^{えん} 円～11,010 ^{えん} 円
^{ふたりめいこう かさんがく} 2人目以降の加算額	11,030 ^{えん} 円	11,020 ^{えん} 円～5,520 ^{えん} 円

てあて ^{しんせいしよていしゅつ} 手当は申請書提出^{よくげつ}の翌月^{きじゅんづき}が基準月^{しきゅう}となります。支給^{ねん}は1年^{かい}に6回^き、奇数^{すうづき}月^{にち}11日^{ぜんじつ}に前日^{かげつぶん}までの2ヵ月^{ぎんこうこうざ}分^ふが銀行口座^こに振り込まれます。

支給^{しきゅうづき}月^{がつ}：5月^{がつ}・7月^{がつ}・9月^{がつ}・11月^{がつ}・1月^{がつ}・3月^{がつ}

例^{れい}）5月^{がつ}支払^{しはらい}：3・4月^{がつぶん}分

ねんきんじゅきゅうしゃ
年金受給者

^{しんせいしゃ} 申請者^{じどう}や児童^{こうてきねんきん}が公的年金^{いぞくねんきん}（遺族年金^{しょうがいねんきん}・障害年金^{ろうれいねんきん}・老齢年金^{じゅきゅう}）を受給^{ばあい}
できる場合^{てあてがく}、手当額^{こうてきねんきん}から公的年金^{じゅきゅうがく}の受給額^{さ ひ}を差し引いた金額^{きんがく}が支給^{しきゅう}されま
す。

しよとくせいげん
所得制限について

しんせいしゃ どうきょとうせいけい おな かぞく しんせいしゃ はいぐうしゃ りょうしん
申請者や同居等生計を同じくしている家族（申請者の配偶者・両親・
きょうだいしまい しよとく てあて しきゅう せいげん
兄弟姉妹など）の所得により、手当の支給に制限があります。

しよとくせいげんがく
所得制限額

しよとくせいげんみまん ばあい ぜんぶしきゅう いちぶしきゅう しよとく
所得制限未満の場合、全部支給または一部支給となります。ここでいう所得
しゅうにゅう こと いちりつこうじょ まんえん しよこうじょ う ばあい
は収入と異なります。一律控除（８万円）のほか、諸控除が受けられる場合
があります。よういくひ わり しよとく さんにゅう
があります。養育費の８割を所得に算入します。

◎R6. 11～R7. 10月分手当：R5. 1～12月の所得

R7. 11～R8. 10月分手当：R6. 1～12月の所得

ふよう 扶養 にんずう 人数	しんせいしゃ 申請者		かぞく 家族など
	ぜんぶしきゅうげんどがく 全部支給限度額	いちぶしきゅうげんどがく 一部支給限度額	しきゅうげんどがく 支給限度額
にん 0人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
ひとり 1人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
ふたり 2人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円

ふようにんずう にんいじょう ばあい ひとり まんえん じょうきしよとくがく かさん
※扶養人数が３人以上の場合には、１人につき３８万円を上記所得額に加算
がく げんどがく
した額が限度額となります。

くわ おおたし
詳しくは太田市HPへ



と あ さき
お問い合わせ先

おおたしやくしよ か かい
太田市役所 こども課(3階)

〒373-8718

おおたしはまちょう ばん ごう
太田市浜町2番35号

TEL: 0276-47-1942 (ちよくつう
直通)